平成２９年（フ）第６６号
愛知県刈谷市高須町２丁目16番地３、住民票上の住所愛知県刈谷市小垣江町上31番地１
破産者　長澤　宏治
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
滋賀県米原市顔戸494番地６
破産者　サイクルセンター赤田こと　赤田　重次
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
滋賀県米原市万願寺118番地
破産者　堀江　静子
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
広島県福山市宮前町２丁目６番７号
破産者　吉久　浩美
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３３号
広島県府中市三郎丸町968番地、旧住所広島県福山市大門町２丁目24番８－２号
破産者　内海　將文
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島1565番地
破産者　三宅　一正
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第７号
愛媛県宇和島市津島町岩松丁62番地１
破産者　山口　　豊
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４７号
高知市朝倉本町１丁目13番８号　コーポ藤の木201号
破産者　中川　禮子
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９７号
東京都狛江市西野川１－４－173　パレッタベル102号室、開始決定時の住所山梨県甲府市和戸町568番地７
破産者　黒川　　大
１　決定年月日　平成29年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
山梨県南アルプス市荊沢1270番地　メゾン鈴吉406、前住所山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1985番地７
破産者　長田　康宏
１　決定年月日　平成29年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
山梨県南アルプス市藤田1516番地５、前住所山梨県中央市下河東3025番地６　デ・ル・デビューK　302
破産者　中園　　明
１　決定年月日　平成29年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
山梨県北杜市大泉町谷戸1075番地、前住所愛知県名古屋市南区呼続１丁目２番10号
破産者　柿崎　喜治
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
盛岡市山岸４丁目23番14号　グレイストレイル201号、旧住所盛岡市浅岸３丁目24番30号　プリムローズ浅岸Ⅱ－101号
破産者　中村　英博
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６５号
盛岡市桜台１丁目34番19号
破産者　鳴海　京子
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８号
宮城県登米市中田町浅水字小島163番地
破産者　及川　良子
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１４５号
群馬県高崎市南新波町265番地
破産者　田中　勇気
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７１号
埼玉県戸田市喜沢１丁目１番地の12（パストラル102号室）、旧住所埼玉県川口市元郷１丁目１番21―818号
破産者　駒澤　俊之
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３３号
さいたま市桜区南元宿１丁目14番地28号　レオパレスパーディ203
破産者　中田　　満
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係